

安城市自転車安全整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車活用の推進として、自転車利用の安全を確保するため、公益財団法人日本交通管理技術協会が定める自転車安全整備制度に基づく自転車の点検及び整備並びにTSマーク付帯保険の加入（以下「自転車安全整備」という。）に対して、予算の範囲内で交付する安城市自転車安全整備補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所又は事業所を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(1) 市税を滞納しているもの

(2) 安城市暴力団排除条例（平成24年安城市条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有するもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市長がまちの自転車屋さんに認定した店舗において、所有する自転車（防犯登録を受けたものに限る。）の自転車安全整備を受けることとする。ただし、自転車の購入（通信による購入及び中古自転車の購入を含む。）の際に受ける自転車安全整備にあつては、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自転車安全整備のうち、点検及び基本整備の費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、500円を上限とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、TSマーク付帯保険加入書に記載されている点検基準日の属する年度の3月31日までに、安城市自転車安全整備補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式）に次に

掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) TSマーク付帯保険加入書(控)の写し

(2) 補助対象経費を支出したことが分かる領収証等の写し

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。